

公益財団法人 日本テニス協会

規則の制定等に関する規程

(目的)

第1条 公益財団法人日本テニス協会（以下「本協会」という。）は、定款第73条に基づき、本協会の運営を円滑にするため、定款第5条及び第6条の事業の遂行を目的として制定する本協会の諸規則の種類、定義、相互の関係、制定、改廃等につき本規程を定める。

(種類・定義)

第2条 本協会が制定する諸規則の種類と定義を次のとおりとする。

(1) 規程は理事会が定款に基づき制定する規則である。

(2) 細則、基準、要綱、指針、マニュアル・手引き、分掌事項等は、理事会の委任に基づき、常務理事会の制定する規則である。

2 前項(2)の各規則の定める事項は

細 則	規程に基づき定める詳細な事項
基 準	規程もしくは細則の運用に際して判断のよりどころとなる一定の標準
要 綱	制度等の基本となる重要な事項
指 針	事務処理などを行ううえでよりどころとなる基本的な事項ないし方針
マニュアル・手引き	規則もしくは制度等の正しい運用を目的とした説明ないし解説
分掌事項	本協会の活動の組織的かつ能率的な運営をはかるため、本部、委員会等本協会各部門の遂行すべき基本的任務とする。

3 分掌事項の決定は理事会決議によるものとする。

(規則制定の発議)

第3条 規則制定等の発議は、原則として、定款第59条第3項に定める本部長の会議における発議とする。

(総括管理等)

第4条 本規程の総括管理は、総務・財務本部が担当し、その庶務は事務局があたる。

(規則の保管管理)

第5条 規則は管理番号をつけて事務局に保管する。

2 旧規則は電子情報で保管する。保管期間は10年とする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は理事会の議決を経て行う。

附 則

1 この規程の施行に必要な事項は、細則等により別に定めることができる。

2 この規程は平成25年3月14日より施行する。

3 規程管理規程（平成16年3月20日施行）は廃止する。

制定日 平成25年3月14日